

長雨や集中豪雨

備えを万全に

これから雨の多い季節を迎えます。集中豪雨は、河川の氾濫や土砂災害による大きな被害をもたらします。

被害を最小限にするためにも、日頃からの備えを心掛けましょう。

家庭での風水害に対する備え

家庭では、次のような対策を取りましょう。

- 屋根瓦やブロック塀、外壁などを点検し、雨漏りの恐れがある箇所は修理する
- 雨どいや側溝を清掃し、詰まらないようにする
- 雨が強まる前に、浸水が多い場所にと土のう、地盤の弱い斜面にブルーシートなどを設置する
- 市では土のう・土のう袋・ブルーシートなどの配布は行っていません。

土砂災害への注意

崖崩れをはじめとする土砂災害には前兆があります。次の現象に

気付いたら、速やかに崖から遠くに離れ、市に情報を提供してください。

- 斜面に亀裂ができる
- 小石が斜面からこぼれ落ちる
- 斜面から地鳴りが聞こえる
- 普段澄んでいる湧水が濁る
- 斜面から水が吹き出す

防災行政無線・なりたメール配信サービス

大雨による警報など、防災に関する情報は、防災行政無線や、なりたメール配信サービスでお知らせします。

防災行政無線は市内149カ所に設置されています。放送を聞き逃したときは防災行政無線テレホンサービス(☎0120・3838908)や、市防災情報ホームページ(<https://service.sugumai.com/narita/member/portals/>)、防災情報ツイッター(https://twitter.com/bousai_narita)で確認する

ことができます。

なりたメール配信サービスは、防災に関する情報をパソコンやスマートフォンなどに送信するものです。配信を希望

する場合は下の二次元バーコードを読み取るか、登録用メールアドレス



(info-n@sg.nip)に空メールを送信し、返信メールに従ってください。

登録方法については、祝日を除く月・金曜日の午前9時〜午後6時に受託会社バイザー(☎0570・055・783)へ問い合わせてください。

自主防災で高める地域の防災力

地域の人が一体となって、まちを守る活動に取り組むための組織を「自主防災組織」といいます。区・自治会などを単位として結成され、日頃から防災活動に取り組んでいます。

まだ結成していない区や自治会は、地域の防災力を高めるため、組織の設立を検討してください。※くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。

水道週間

限りある資源を大切に

6月1日(土)〜7日(金)は水道週間です。市では、災害に強い水道づくりのため、水道施設・管路の耐震化の促進に取り組んでいます。

また、水道法に基づく水質管理を行っていますので、安全で安心な水道水を使用しましょう。

限りある資源を大切にするため漏水の疑いがある場合には、早急に市指定給水装置工事事業者へ連絡してください。

※くわしくは水道部業務課(☎22・0269)へ。

農業者年金の現況届

忘れずに提出を

農業者年金受給権者現況届は、毎年5月下旬に、農業者年金基金から年金受給者へ郵送されます。必要事項を書いて、6月28日(金)までに提出してください。

受け付けは農業委員会事務局(市役所4階)、下総・大栄支所

行っています。

提出がない場合、11月から年金が受け取れなくなりますので注意してください。

※くわしくは同事務局(☎20・1573)へ。

経済センサス基礎調査

事業所や企業を対象に

1月31日(金)まで、全国の事業所や企業を対象に、国の統計調査である経済センサス基礎調査が行われます。

この調査は、統計情報の整備や日本の全産業分野における事業所と企業の経済活動の状況を、全国的・地域別に明らかにすることを目的としています。

今回の調査では、調査員が事務所の外観などから、その名称や活動状態を把握します。また、新たに把握した事業所などには調査票を配布し、回答を依頼しています。調査へのご理解とご協力をお願いします。

※くわしくは行政管理課(☎20・1501)へ。

認可外保育施設

利用料の一部を補助

市では、国の指導監督基準を満たした認可外保育施設(市外を含む)。ただし、企業主導型保育事業所を除く)に通う就学前の児童の保護者に対し、利用料の一部を年4回に分けて補助します。

対象 市に住民記録があり、保育所などの入所基準を満たした小学校就学前の児童の保護者

対象となる利用料 認可外保育施設に支払った4、6月分の利用料

申請書配布場所 保育課(市役所2階)、市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page0135_00003.html)

申請方法 6月14日(金)～28日(金)



市長日誌

5月1日～15日

4日	NARITA少年の翼結団式
5日	公津みらいまつり
7日	男女共同参画推進員会議
8日	生涯大学院同窓会創立35周年記念式典 農業センター理事会
11日	生涯大学院入学式・開講式 春の全国交通安全運動キャンペーン開始式 成田山平和大塔まつり奉納総踊り
12日	市民ワークショップ「なりた☆未来予想図」
13日	成田空港圏自治体連絡協議会総会
14日	市町村長会議
15日	廃棄物不法投棄監視委員嘱状交付式 市議会臨時会



市議会臨時会で(15日)

(当日消印有効)に、申請書、就労証明書、世帯の所得が分かる書類、利用料の領収書などの必要書類を直接または郵送で保育課(〒286-8585 花崎町760)へ

※くわしくは同課(☎20・1607)へ。

危険物安全週間

取り扱いには注意を

6月2日(日)～8日(土)は危険物安全週間です。石油類などの危険物は、日常生活に深く浸透し、欠かすことができません。

一方で、誤った取り扱いや保管をすることによって、大きな災害につながる可能性があります。

危険物の特性に応じた正しい取り扱い方や保管方法を理解し、安全

に使用しましょう。

※くわしくは予防課(☎20・1591)へ。

空き地の管理

草刈り機を無料で貸し出しています

空き地の雑草を伸びたままにしておくと、ごみの捨て場所にされたり、害虫類の発生原因となったりするなど、周囲に迷惑が掛かります。また、通行の妨げや火災の原因となりかねません。

空き地の所有者は早めに草を刈るなど、土地の管理に努めてください。

市では、草刈り機を無料(刈り刃と燃料は個人負担)で貸し出していますので利用してください。

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

崖地の整備

工事費の3分の2を補助

市では、擁壁を設けるなどの危険な崖地の整備に対して補助金を交付しています。

補助を受けるには事前に手続きが必要です。工事を計画するときは土木課(市役所5階)に相談してください。

対象 次の2つに当てはまるもの(宅地造成事業や宅地分譲事業としての整備は除く)

○高さ(垂直)が3メートル以上で傾斜度が30度以上の崖地

○崩壊して住居に著しい被害を及ぼす恐れのある崖地

補助額 工事費の3分の2(上限750万円)

※くわしくは土木課(☎20・1550)へ。

農業用廃プラスチック

適正な処理を

市農業用廃プラスチック対策協議会では、農業用廃プラスチックの適正な処理を推進するために地区ごとに回収を行っています。

回収・処理を希望する人は、事

前に同協議会へ登録してください。

対象 農業用塩化ビニールフィルム、農業用ポリエチレンフィルム、肥料袋、培土袋

育苗箱・保温マット・あぜシート・ブルーシートなどは対象外です。産業廃棄物処理業者などに依頼してください。

※くわしくは農政課(☎20・1541)へ。

医療費通知

6月下旬に送付します

市では、国民健康保険に加入している人に、6月下旬に医療費通知を世帯主宛てで送付します。これは、平成31年1～3月に国民健康保険で受診した医療費の総額と窓口負担額をお知らせするものです。

医療費通知は確定申告の医療費控除の添付資料として使用できます。なお、自由診療などの医療費通知に記載されていない医療費や通知の発送が確定申告の時期に間に合わない11・12月分の受診分については、領収書を必ず保管してください。

※くわしくは保険年金課(☎20・1526)へ。

成田市議会

議長・副議長決まる

5月15日に開かれた成田市議会臨時会において議長・副議長選挙が行われ、議長には秋山忍氏が、副議長には水上幸彦氏が選出されました。



秋山 忍 議長



水上 幸彦 副議長

市監査委員決まる

議員選出委員の任期満了に伴い、5月16日付けで新監査委員に、油田清氏が選任されました。



油田 清 氏

償却資産の申告

事業主の皆さんへ

1月1日現在、市内に事業用の償却資産を所有する事業主は、市へ申告する義務があります。

償却資産とは、事業に使用する構築物・機械・運搬具・器具・備品などです。まだしていない場合は、早めに申告してください。

申告用紙が必要な人は、資産税課 ☎20・1514 へ連絡するか市ホームページ (<https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/pa/ge092900.html>) からダウンロードしてください。eJTAGX (<http://www.eltax.jp>) を利用した電子申告もできます。

大陽光発電設備も償却資産です

次のいずれかに当てはまる設備は毎年、市への申告が必要です。

- 法人が所有している
- 10キロワット以上で個人が住宅用に所有している
- 個人が売電などのために事業用として所有している

一定の条件を満たす場合は、税負担軽減の特例措置を受けることができます。

また、建材型ソーラーパネル

(屋根材の上に載せたソーラーパネルを除く)は家屋で課税されますので、申告は不要です。

※くわしくは資産税課へ。

食育月間

健全な食生活を

国は、毎年6月を食育月間、毎月19日を食育の日と定め、体験事業などを通して食育の普及啓発を図っています。皆さんもこの機会に、普段の食生活や食の大切さについて考えてみませんか。

※くわしくは農政課 ☎20・1541 へ。

閉庁日交付サービス

3月27日に終了します

市では、住民票などの各種証明書を開庁日に受け取るサービスを提供して終了します。

住民票などの交付については、コンビニ交付サービスや毎週日曜日の休日窓口サービスを利用してください。

※くわしくは市民課 ☎20・1525 へ。

パスポートの申請・交付

市役所で手続きできます

市では、パスポートの申請・交付窓口を開設しています。申請できるのは、日本国籍を有し市に住民記録がある人、または、県外に住民記録があり、学生や単身赴任などで継続的に市内に住んでいる人などです。

取り扱い業務

- 新規・切り替え申請と交付
- 記載事項変更申請と交付
- 査証(ビザ)欄の増補申請と交付
- 紛失・盗難・焼失の届け出
- 受付日時(祝日・年末年始を除く)
- 申請：月々金曜日 午前9時～午後4時30分
- 交付：月々金曜日・日曜日 午前9時～午後4時30分

前9時～午後4時30分
交付までの日数 申請日から9日目(土・日曜日、祝日、振替休日、年末年始を除く)以降

必要書類(初めて申請する場合)

- 一般旅券発給申請書・申請書は市民課(市役所1階)、下総・大栄支所、市民課赤坂分室で配布しています
- 戸籍謄・抄本(1通)…申請日前6カ月以内に発行された物

本人確認書類(1～2点)

<p>A 1点でよいもの</p>	<p>運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード(顔写真付き)など</p>
<p>B 2点必要なもの (Aの書類を持っていない場合、①2点または①+②)</p>	<p>①保険証、年金証書・手帳、介護保険被保険者証など ②学生証(顔写真付き)、公的機関が発行した資格証明書(顔写真付き)、身体障害者手帳など</p>

○ 写真(1枚)：サイズは縦45×横35ミリメートル(カラー・白黒どちらでも可)。無帽で正面を向き、背景のない6カ月以内に撮影した物

○ 本人確認書類(左表の通り)

県外に住民記録があり、市内に居住している人は住民票(申請日前6カ月以内に発行された物)と市内に居住していることを証明する書類が必要です。なお、切り替え申請や記載事項変更申請については、必要書類が異なりますので市民課 ☎20・1525 へお問い合わせください。

手数料 申請内容により異なる

※くわしくは同課へ。